福井大学リポジトリ
UNIVERSITY OF FUKUI REPOSITORY

保護者によるエデュケーショナル・マルトリートメントの生起・維持に関与する要因と消失・改善に関与する要因の検討：—福祉・医療・教育現場の専門家に対するインタビュー調査から得られた事例の質的分析—

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-16 キーワード (Ja): キーワード (En): educational maltreatment, educational abuse, educational neglect, parents, risk factors 作成者: 大西, 将史, 廣澤, 愛子, 大西, 薫, Ohnishi, Masafumi, Hirosawa, Aiko, Ohnishi, Kaoru メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/00029332

福井大学教育実践研究　2022，第47号，pp.75－86

実践報告・資料

保護者によるエデュケーショナル・マルトリートメントの生起・維持に関与する要因と消失・改善に関与する要因の検討
―福祉・医療・教育現場の専門家に対するインタビュー調査から得られた事例の質的分析―

福井大学学術研究院　教育・人文社会系部門　大　西　将　史
福井大学学術研究院　教育・人文社会系部門　廣　澤　愛　子
岐阜聖徳学園大学　短期大学部　大　西　　薫

本研究では，福祉・医療・教育現場の専門家に対するインタビュー調査から得られた事例の質的分析を行い，保護者によるエデュケーショナル・マルトリートメント（Educational Maltreatment: EM）の生起・維持に関与すると考えられる危険因子（リスクファクター）とEMの消失・改善に関与すると考えられる要因ついて実証的に検討することを目的とした。5名の専門家から得られた9事例についてカテゴリー化を行い，（1）保護者の子どもとの関わりの特徴，（2）保護者によるEMによって子どもに生じた身体・精神症状や不適応行動，（3）保護者によるEMの生起・維持に関与すると考えられる危険因子，（4）保護者によるEMの消失・改善に関与すると考えられる要因の4つの観点から整理を試みた。（1）保護者の子どもとの関わりの特徴と（3）保護者によるEMの生起・維持に関与すると考えられる危険因子については先行研究の知見との対応関係についても検討を行った。

キーワード：エデュケーショナル・マルトリートメント，教育虐待，教育ネグレクト，保護者，危険因子

問題と目的

近年，教育虐待や教育ネグレクト，これらを包括するエデュケーショナル・マルトリートメント（Educational Maltreatment: 以下ではEMと略記）という概念が注目されつつある。しかし，アカデミックな先行研究はいずれも臨床的観察に基づいた理論的検討が中心であり，実証的な検討が十分に行われている状況とは言い難い。しかも，これらの先行研究は相互に十分関連づけられているわけではなく，論者によって概念の定義や行為の範囲，挙げられる関連要因の内容が異なっている。EMや教育虐待，教育ネグレクトについて実証的に検討を行うためには，これらの先行研究を概観し，概念の定義を明確にすることがまずもって必要である。

そのため，筆者らはEMについての代表的な研究者である武田信子，古荘純一，宮本信也の3氏の研究について概観し，EM及びその関連概念の定義，概念の範囲，それぞれの概念の異同について整理した（大西・大西，2022）。その結果，以下の点が明らかになった。

まず，EMにはその名称を使うか否かは別にして，行為種別として，「教育の強制」を意味する「教育虐待」と，「教育の剥奪」を意味する「教育ネグレクト」が含まれるという点では3氏とも概ね共通している。しかし，これら不適切な教育行為における行為者の範囲とその区別において，武田氏と古荘氏及び宮本氏には大きな違いがあるといえる。

古荘氏と宮本氏は，行為者として親や保護者を基本としつつ，学校の教師，学習塾やスポーツ・芸術・文化活動等の習い事における指導者やコーチ等，子どもの教育に関わる大人を保護者とは特に区別せずに含めている。すなわち，古荘氏と宮本氏においては，行為者が保護者であろうと保護者以外の子どもの教育に関わる大人であろうと，その教育的行為が不適切であるとみなされる場合は，「教育虐待」や「教育ネグレクト」としている。ただし，古荘氏においては両者を包括する概念を設定せず「教育虐待・教育ネグレクト」と併記しており，「子どもに直接的に教育指導をする親や教師などから，子どもが受ける，一次的あるいは二次的な有害事象」（古荘・磯崎，2015, p. 46）と定義されている。宮本氏は両者を包括する概念として「不適切な教育対応」を設定しており，氏によると，「教育虐待も教育ネグレクトのどちらも，基本的には，その時代・社会において大多数の子どもたちに対して通常行われている教育をうけられる子どもの権利への侵害行為と考えられ，その意味では，いわゆる子ども虐待と同列と見なすことができるものである」（宮本，2020, p. 333）。そして，「教育虐待」と「教育ネグレクト」は「不適切な教育対応」の両極端な様態であるとしている（宮本，2020）。

これに対して武田氏においては，「親・保護者」による行為を「狭義の教育虐待」とし，古荘氏と宮本氏が想定している保護者以外の子どもの教育に関わる大人に加えて，教育行政や教育産業といったより広い教育に関する

組織・産業，地域，メディア，企業といった社会文化的環境を構成する要素までも含む「社会」が行為者となっている場合は，「社会」からのマルトリートメントとして「社会的エデュケーショナル・マルトリートメント」という概念を充てている（武田，2021）。このように，武田氏においては，行為種別として「教育の強制＝教育虐待」と「教育の剥奪＝教育ネグレクト」を区別した上で，行為者においても「親・保護者」と「社会」を区別しており，両者の組み合わせによって4象限からなる非常に包括的な概念としてEMが設定されている。武田氏によると，EMとは「大人が子どもに対して教育のつもりで行う，子どもの発達や健康にとって不適切な行為」（武田，2019, p. 94）である。そのため，しばしば引用される武田氏による「教育虐待」の定義，すなわち「親が教育という名目で行う子どもの受忍限度（心身が傷つき耐えられる限界）を超える虐待」（武田，2019b, p. 94）は，行為者が「親・保護者」に限定されるという意味で厳密には古荘氏と宮本氏における「教育虐待」とは異なっている。

このように概念の構造において大きな差異があるため，EM行為の範囲においても武田氏と古荘氏及び宮本氏には大きな差異があるといえる。武田氏においては，行為者自体を「親・保護者」と「社会」という形で明確に区別しており，特に「社会」による社会的エデュケーショナル・マルトリートメントの範囲は極めて広範囲にわたることが示唆されている。しかし，「親・保護者」による行為は3氏ともある程度共通しており，認知的能力を高める教科学習，スポーツ･芸術･文化活動，コミュニケーションスキルなどの非認知的能力を高めるための諸活動が主要な内容と考えられる。

これらの概念の差異に加えて，マルトリートメントと判断する際のポイント，虐待4類型との対応関係，対象となる子どもの発達段階や子どもの学校種，全体として重視している事項について3氏の論考を整理した。

しかしながら，EM概念と従来の虐待概念との対応関係は十分に明確になったわけではなく，また，EMの境界線についての議論は十分に尽くされたわけではない。さらに，EMの生起・維持において，どのような要因が関与しているかについて検討することも重要な課題として挙げられた。

以上を踏まえて本研究では，後者の課題，すなわち，EMの生起・維持において，どのような要因が関与しているかについて焦点を当てて検討を行った。その際，EMの行為者として保護者に特に注目した。先行研究においては教師やその他子どもの教育に関わる大人によるEM事例も指摘されているが（古荘，2016, 2019; 古荘･磯崎，2015; 宮本，2019, 2020; 武田，2014, 2019, 2021），保護者は子どもが誕生する以前の胎児期より子どもと密接に関わる存在であり，家庭教育全般の役割を担っている。そのため，保護者による影響はその他の大人よりも早期から生じており，その影響力も大きいものと考えられる。さらに，保護者によるEMは家庭内の親子関係の中で生じているがゆえに周囲の人が気づきにくく，問題が顕在化した際には子どもがすでに重篤なダメージを負ってしまっている可能性が高い。そのため，EMについて検討する際には，その予防策を講ずることも含めて，子どもへの影響度が大きいと考えられる保護者にまずは焦点を当てることが重要であると考えられる。

そこで本研究では，保護者によるEMの具体的な事例に基づき，保護者が子どもに対してどのような関わりを行っていたのか，そしてそのような関わりの結果として子どもにはどのような問題が生じていたのか，さらに，保護者によるEMの生起・維持に関与していると考えられる要因（危険因子）と保護者によるEMが消失・改善していくことに関与していると考えられる要因についても幅広く検討することとした。これらの検討を行うことで，大西・大西（2022）においては概念的な議論に終始していたことに対して，より具体的な事例に基づいて実証的に検討することができると考えられる。

方法

調査協力者

福祉・医療・学校教育の現場において臨床・教育活動を行っている専門家5名を対象とした。これらの専門家の職種または専門分野は，福祉領域においては児童相談所職員（心理専門職2名），医療領域においては，小児科医1名，学校教育領域においては院内学級担当教諭1名及びスクールカウンセラー1名であった。

調査方法

半構造化面接を用いて次の要領で情報収集を行った。

まず，事例選定段階では，調査協力者に対して事前にEMの定義及びEM行為をしてしまう保護者の特徴について古荘・磯崎（2015）の事例や新聞記事（東京新聞2019年4月20日夕刊）を用いて説明し，調査研究力者の経験した保護者によるEM事例の中から情報提供してもらう事例を選んでもらった。

次に，面接による情報収集段階では，古荘（2016, 2020），古荘･磯崎（2015），宮本（2019, 2020），武田（2014, 2019, 2021）などの先行研究を参考に以下の内容について尋ねた。

デモグラフィック情報　EMを受けた子どもの年齢（学年），家族構成，家族の居住形態，家族成員のおおよその年齢，保護者の職業，教育歴等について尋ねた。

保護者によるEM行為の具体的事例　保護者が焦点を当てていた教育領域（教科・語学学習，スポーツ・芸術活動，その他の活動），具体的な内容や頻度，継続期間，保護者自身及び家族の特徴，子どもに対する影響等について尋ねた。

面接時には，筆記記録を行うとともに，調査協力者の許可を得て面接内容を録音した。面接時の筆記記録及び録音された音声記録をもとに事例の内容を記述した「事

例の記録」を作成した。

分析方法

事例の選定基準　以下の3つの条件を満たしている事例を分析対象として選定した。すなわち，①保護者によるEMを含むマルトリートメント事例であること，②保護者によるEMの結果として子どもに身体・精神症状または不適応行動がみとめられること，③保護者による子どもへの関わり行動及びそれについての保護者の考えや保護者のパーソナリティの特徴，保護者と子どもを含む家族関係の特徴について情報が得られていること，の3つである。この基準を全て満たしていたのは8事例であった。1事例（No. 7）については，②の内容が不明確なところがあったが，その他の情報がそろっており，②についても強いストレス下にあり，病気による長期療養中もそれまでの学習や習い事に追われる生活を強迫的に維持しようとしたことから，分析事例に含めた。分析事例の情報提供者の概要をTable 1に示した。

分析方法　半構造化面接によって得られた「事例の記録」に対して，Hill, Thompson, & Williams（1997）の「合議制質的研究法」に則り，情報を整理・分析した。まず第1著者がデータの切片化，コーディング，カテゴリー生成を単独で行い，その結果を第2著者及び第3著者が確認し，意見の異なる箇所について合議を重ねて最終的なカテゴリーを生成した。

倫理的配慮　本研究の実施について第1著者の所属する大学の倫理審査委員会の承認を受けた（倫審第69号）。調査協力者には，(1) 研究協力者及び事例の当事者についての個人情報を厳密に保護すること及びその具体的方法，(2) 調査への協力は任意であり，調査協力をしないことによって不利益を被ることがないこと，回答途中で回答したくなくなった場合に回答を中断してもよいこと，(3) 研究結果の公表方法，(4) 研究結果のフィードバックについて，調査依頼書及び口頭で説明した。これらのことについて理解し調査協力に同意することを研究承諾書への著名で確認した。同意の得られた協力者のみに調査を実施した。

Table 1　分析事例の情報提供者の概要

情報提供者			事例
整理番号	所属機関	職種	
A	児童相談所	心理専門職	1 2
B	児童相談所	心理専門職	3 4
C	医療機関	医師	5 6
D	院内学級	教諭	7
E	学校相談室	スクール カウンセラー	8 9

結果と考察

分析対象事例の概要

分析対象事例の概要をTable 2に示した。事例において保護者によるEMを受けた子どもは，男子が6名，女子が3名であった。学年は小学校低学年が1名，小学校高学年が3名，中学生が5名であった。保護者によるEMが要因となって生じたと考えられる子どもの不適応状況は，Achenbach & Edelbrock（1978）にしたがい，不登校，抑うつ，心身症状，自傷行為や自殺未遂等の内在化問題（internalizing problems）と，友人や教師への暴力行為，家族への暴力，家出などの外在化問題（externalizing problems）に整理したところ，8事例が該当していた。山形他（2006）によると，外在化問題は，年齢相応に状況に見合った行動をコントロールすることができず，周囲の大人や仲間たちに厄介を与えるタイプの問題行動で，注意散漫や攻撃的，反社会的行動を指す。一方，内在化問題は，過度の不安や恐怖，抑うつなど，他人よりも本人に問題を生じさせるタイプの問題行動を指す。残りの1事例については，明確な不適応状況についての情報が得られなかったものの，強いストレス下にあり，病気による長期療養中もそれまでの学習や習い事に追われる生活を強迫的に維持しようとした。子どもの発達的特徴及びパーソナリティの特徴としては，自閉スペクトラム症（ASD）や注意欠如・多動症（ADHD），知的障害などの神経発達症の診断がある者が4事例あった。その他は抑うつ的，従順，友人関係が苦手，愛着の問題，ゲーム依存傾向，暴力的傾向など，多様な特徴を有していた。

子どもが受けた虐待的行為については，以下の特徴がみられた。まず保護者によるEMは，語学学習を含む教科学習領域が8事例とほとんどを占めていた。残り1事例はスポーツ領域であった。教科学習の内容は多くが学業成績を向上させるための学習塾に通うこと，与えられた学習教材をこなすこと，保護者がつきっきりで指導する等であった。中には保護者が進捗状況を確認するだけの場合もみられた。教科学習を強いられている事例の多くは教科学習以外のスポーツや芸術などの習い事にも通っており，それらによって多忙な日常生活を過ごしていることも特徴であった。スポーツ領域の事例は，保護者自身が指導者という立場で直接的に厳しい指導を行っていた。EM以外の虐待的行為は，多くが暴力や暴言で4事例にみられ，それらはすべて児童相談所の事例であった。さらにそれらの事例においては，暴力や暴言がEMとセットで用いられており，EMよりも身体的虐待が前面に出てくる事例であるといえる。実際，これらの事例が児童相談所につながったきっかけは保護者による身体的虐待であった。しかし，児童相談所以外の事例では暴力を伴うことはなく，比較的純粋な形でEMが表れている事例であると考えられる。中には，生活態度を注意す

Table 2　調査協力者と関わりがあった当時の事例の特徴

No.	子どもの特徴				子どもが受けた虐待的行為			家族の特徴	
	性別	学年[1]	EMによって生じた身体・精神症状，不適応行動	発達，パーソナリティ，その他	EM	他の虐待的行為	主な行為者	父親自身及び子どもとの関わり	母親自身及び子どもとの関わり
1	男	小学校高学年	家出，友人・教師への暴力	高機能ASD，ADHD	教科学習（毎日深夜までの勉強を強要する）	身体的虐待（暴力），心理的虐待（暴言：勉強しないなら食事は抜き）	父親	大学受験で挫折体験あり。高卒，会社員。高学歴で高収入の職につかないと幸せになれないと信じている。	難関私立大卒で公務員。あまり目立たない存在で夫の虐待的行為を止めることができなかった。
2	女	中学生	自傷行為，服薬，抑うつ，不登校	抑うつ的	教科学習，芸術，スポーツ等習い事（できないと家から閉め出す，兄妹との成績の比較）	身体的虐待（暴力），心理的虐待（暴言，携帯や手紙を見られる）	母親	単身赴任して年に数度しか戻ってこないためほとんど関わりがない。	学歴，職業は不明。精神的に不安定で子どもの前で自殺未遂をしたり暴力や不安を掻き立てる行為で支配した。
3	男	小学校高学年	不登校傾向，引きこもり傾向，易怒性	ASD	教科学習（早朝と帰宅後にした教材をやらせ，進捗をチェックする）	身体的虐待（暴力），心理的虐待（暴言）	父親	学歴のある妻にコンプレックスをもっており，妻や子どもを恐怖で支配する傾向。子どもの能力を無視して理想を押し付ける。	大卒で夫より高学歴。実家は開業医。夫に恐怖でコントロールされており，夫のEMを止められず，別居後離婚した。
4	男	小学校高学年	保護者に対する強い反抗	愛着の問題	球技（暴力・暴言を伴う指導）	身体的虐待（暴力），心理的虐待（暴言）	父親	子どもの所属チームの指導者。学校よりも競技を優先させ，子どもが思うように動けないと暴行・暴言。	夫によるEMを止めることができず，子どもが別のクラブチームに入るために住民票を移したりしていた。
5	男	小学校低学年	チック，友人と喧嘩	ADHD	教科学習（週末の夕方から6時間程度勉強をみる。できないと厳しい叱責）	特になし	父親	学歴・職業は不明。教育熱心で勉強をみる一方で一緒に遊んだりしていた。子育てに悩み，妻に促され医師に相談に来ていた。	子どもを診察に連れて来る。途中から子どもを理解しサポートするとともに，夫に来院を促し夫婦で相談していた。
6	女	中学生	自殺未遂，腹痛，不登校傾向	ASD，知的障害，従順	教科学習（毎日母子で泣ぎながら夜中まで勉強する）	特になし	母親	学歴・職業は不明。影が薄く前面に出て来ていない。	学歴・職業は不明。勉強をさせ知能指数は上がったが，その結果，療育手帳が取れなくなった。
7	男	中学生	不明	従順，がんばり屋。病気により長期療養を余儀なくされた	教科学習，スポーツ，語学等の習い事（幼い時から毎日）	特になし	両親	大卒で公務員であり，これらは成功体験となっていると考えられる。厳格で幼い時から子どもに勉強をさせてきた。	医療従事者で学歴は不明。幼い時から子どもに勉強をさせ，発病後も勉強を強制。長期療養をきっかけに子どもに理解を示し,子どもをサポートするようになった。
8	女	中学生	自傷行為，不登校傾向，教師への反抗	友人関係が苦手	教科学習（目標とする点数が取れないと修学旅行に行かせない，転校させる等条件をつける）	特になし	父親	大卒で公務員であり，これらは成功体験となっていると考えられる。地域のトップ高校に入学させることに拘っている。	父親と同様の考えだったが途中から子どもを理解しサポートするようになった。
9	男	中学生	家庭内暴力，登校拒否	ゲーム依存傾向，暴力的傾向	教科学習（幼児期から習い事の宿題を帰宅前に車中でさせていた），スポーツ，語学等の習い事	家から閉め出す（祖母宅で過ごさせる）	母親	学歴は不明で妻の一族が経営する会社勤務。別居しており子どもとは関わりが少ないが、会うと中途半端に甘やかしてしまう。	パート勤務で学歴は不明。親族に学歴コンプレックスを抱えている。物を与える代わりに言う通りにさせるなどの条件付きの関わりを習慣的にしていた。最後は子どもに理解を示すようになった。

[1]子どもの学年は調査協力者と関わりがあった当時の初期の学年である

ると反抗してくる子どもに手を焼いて自宅から閉め出すということもみられた。 主な行為者は，父親が 5 事例，母親が 3 事例，両親が 1 事例であり，今回の分析対象事例においては，父親が関与する割合が高いといえる。

家族については以下の特徴がみられた。まず，父親が EM の主な行為者となっている場合では母親の影が薄く，逆に母親が EM の主な行為者となっている場合は父親の影が薄いという特徴が，片方の保護者が EM を行った 7 事例中 6 事例にみられた。そのような片親の影が薄いという特徴がみられなかった 2 事例においては，いずれも父親が EM の主な行為者であり母親はそれに理解を示していたものの，途中から子どもに理解を示すようになり，父親と子どもとの間に入って状況を改善することに努めることで EM が消失・改善することに寄与していた。両親が EM の行為者となっていた事例においても，途中から母親が子どもに理解を示すようになることで状況が改善していった。他の家族については，優れた兄妹と比較される事例もみられたが，ほとんどの事例において兄弟姉妹は保護者による EM にあまり関わりがなかった。ただし，1 事例のみ祖母が状況の維持･悪化に関わっていた。

コーディングとカテゴリー生成

まず，No. 1 及び No. 2 の「事例の記録」について，第 1 著者が保護者の EM，保護者自身及び家族の特徴，子どもに対する影響に該当する箇所をすべて抜き出し，意味のまとまりごとに切片化した。次に切片化されたデータに内在する概念を，抽象度のレベルや概念の大きさに拘わらず網羅的に挙げ，カテゴリーを生成するための下準備を行った。そしてこれらのコードを, コード間, 及びコードと原文の間で絶え間なく比較し，類似概念と相反する概念を明確化しながら，類似コードを集約して下位カテゴリーを生成した。さらに，下位カテゴリーも同様の方法で比較検討し，より上位のカテゴリーを生成した。得られた結果を第 2 著者が確認し, コード, 下位カテゴリー, 上位カテゴリー及びこれらの相互関係について検討を行い，第 1 著者の結果と一致しなかった個所について合議を行い，修正を行って仮カテゴリーを確定した。最後に，各カテゴリーに当てはまるコードの元データを参照して，カテゴリーの説明を協議しながら策定した。この時点では，得られたカテゴリーは，(1) 保護者の子どもとの関わりの特徴，(2) 保護者及び家族の特徴，(3) 子どもに生じた身体・精神症状や不適応行動の 3 種類であった。

Table 3　保護者の子どもとの関わりの特徴

上位カテゴリー	下位カテゴリー	カテゴリーの説明	先行研究との対応関係[1]		
			武田信子氏	古荘純一氏	宮本信也氏
1. 子どもと一緒に楽しい時間を過ごす		子どもと一緒に遊んだり，スポーツをしたり，話をしたり，物作りをしたり，テレビを見たりなど，子どもと一緒に楽しい時間を過ごす			
2. 教育熱心	早期教育・受験	子どもが幼い時から習い事や学習教材をさせたり，幼稚園受験や小学校受験など早期の受験を経験させたりする	教育熱心	①早期教育 ③成績・受験	
	活動の間接的サポート	学習塾や語学，習字，そろばん，スポーツ，芸術などの習い事に通わせたり，保護者がそれらの習い事の送り迎えしたりする，それらの活動において必要な物品を用意する，スポーツ活動における体調管理や回復のためのトレーナーに診せるといった子どもの活動の間接的サポートを行う	教育熱心	②英才教育（双方理解あり）	
	活動の直接的サポート	子どもが行っている活動において成果を上げることができるように自らも子どもと一緒になって活動に取り組む，直接教授・指導する	教育熱心	②英才教育（双方理解あり）	
3. 限度を超えた期待・強制・強要		子どもに課し求める活動やその成果が程度あるいは頻度において一般的な水準を著しく超えている	①勉強の過度の優先[2]	②'英才教育（子の理解なし），③成績・受験	②教育に関する過剰な強制の継続，保護者の過剰な期待
4. 人格・存在を否定	子の状態・要求・特性・能力を見ない	子どもを一人の人格を持った存在として認めず子どもの状態・要求・特性・能力に応じない	①勉強の過度の優先[2]	②'英才教育（子の理解なし），③成績・受験	①子どもに合わない教育の強制[5]
	価値観の押し付け	保護者自身の価値観のみを疑うことない絶対的価値として子どもをそれに従わせる	①勉強の過度の優先[2]，③学校に行かせない[4]	②'英才教育（子の理解なし），③成績・受験	①子どもに合わない教育の強制[5]
5. 子どもを支配	管理・監視・強制	子どもに課し求める活動やその成果が達成されるまで見張り，その活動に従事させるあるいはその他の活動をさせない	①勉強の過度の優先[2]	②'英才教育（子の理解なし），③成績・受験	②教育に関する過剰な強制の継続
	脅迫，恐怖・不安・暴力で支配	子どもに課し求める活動に従事させたりその成果を上げさせたりするために厳しい叱責，脅迫，暴力を用いる	②人前で叱責[3] ④体罰を加える	②'英才教育（子の理解なし），③成績・受験	③成績不良に対する過度の叱責，⑤叱りながら行う教育，⑥暴力をふるって勉強させる
	孤立化	子どもに課し求める活動に従事させたりその成果を上げさせたりするために子どもや家庭を周囲から孤立させる			
	取引	子どもに課し求める活動に従事させたりその成果を上げさせたりするために子どもの要求に一部応じる			

[1]議論の対象となっていない箇所を空欄で示した。武田信子氏：武田（2014, 2019, 2021），古荘純一氏：古荘・磯崎（2015），古荘（2016），古荘（2020），宮本信也氏：宮本（2019, 2020）
[2]①勉強の過度の優先：勉強や宿題の時間を過度に優先し，遊び・休憩・睡眠の時間を剝奪する，[3]②人前で叱責：問題行動を人前で頭ごなしに叱責する，[4]③学校に行かせない：学校教育に不信感を抱いて子どもを学校に行かせず代替手段も用意しない，[5]①子どもに合わない教育の強制：子どもの年齢，能力，学習スタイルに合わない教育の強制

次に，修正した仮カテゴリーを用いて，残り7事例についても同様の方法でデータの切片化とコーディングを行い，コードの仮カテゴリーへの割り振り，カテゴリー及びカテゴリーの特徴の加筆修正を行った。その結果，(1) 保護者の子どもとの関わりの特徴，(2) 保護者によるEMによって子どもに生じた身体・精神症状や不適応行動，(3) 保護者によるEMの生起・維持に関与すると考えられる危険因子（リスクファクター）（① EMを行った保護者自身の特徴，②家族関係・家庭の特徴，③子どもの特徴），(4) 保護者によるEMの消失・改善に関与すると考えられる要因の4種類に整理できた。

(1) 保護者の子どもとの関わりの特徴　最終的なカテゴリーの内容及び先行研究で指摘されたEMとの対応関係についてまとめたものをTable 3に示した。上位カテゴリーとして，「1. 子どもと一緒に楽しい時間を過ごす」，「2. 教育熱心」，「3. 限度を超えた期待・強制・強要」，「4. 人格・存在を否定」，「5. 子どもを支配」の5つが見出された。

「1. 子どもと一緒に楽しい時間を過ごす」は，保護者が子どもと一緒に遊んだり，スポーツをしたり，話をしたり，物作りをしたり，テレビを見たりなど，子どもと一緒に楽しい時間を過ごすという関わりであり，EMとは異なる内容であった。これについては，先行研究ではEMに焦点づけて議論を行っているため，対応する内容はみられない。

「2. 教育熱心」は，下位カテゴリーとして「早期教育・受験」，「活動の間接的サポート」，「活動の直接的サポート」の3つがあり，いずれも保護者が子どもの教育に熱心に関与している内容であった。「早期教育・受験」は，幼児期など幼い時から子どもに習い事や学習教材をさせたり，幼稚園受験や小学校受験など早期の受験を経験させたりするという内容である。「活動の間接的サポート」は，学習塾や語学，習字，そろばん，スポーツ，芸術などの習い事に通わせたり，保護者がそれらの習い事の送り迎えをしたりする，それらの活動において必要な物品を用意する，スポーツ活動における体調管理や回復のためのトレーナーに診せるといった子どもの活動の間接的サポートを行う，といった内容になっている。「活動の直接的サポート」は，子どもが行っている活動において成果を上げることができるように自らも子どもと一緒になって活動に取り組む，直接教授・指導するという内容であり，保護者の関与の度合いが「活動の間接的サポート」よりも高い関わりである。これらはEMの範疇には入らないと考えられるが，EMの素地となりうる内容であり，武田信子氏における「教育熱心」が全般的に対応していると考えられる。一方，古荘純一氏においては，本研究における「早期教育・受験」が氏の①早期教育，③成績・受験に対応し，本研究における「活動の間接的サポート」及び「活動の直接的サポート」が氏の②英才教育（保護者と子ども双方の理解がある場合）に対応していると考えられる。宮本信也氏の議論の中では特に扱われていなかった。

「3. 限度を超えた期待・強制・強要」は，保護者が子どもに対して特定の活動を課して，それに対する一定の

成果を求め，且つその活動や成果が程度あるいは頻度において一般的な水準を著しく超えているという内容である。毎日夜中まで子どもに勉強することを強いて自らも勉強を教えるといった関わりや，毎日早朝と学校帰宅後に指定した学習教材をやらせるといった関わりがみられた。他にも宿題が終わるまで家を閉め出すなどの関わりがみられた。武田氏における①勉強の過度の優先，古荘氏の③成績・受験と②’英才教育（子どもの理解が得られていない場合），宮本氏の②教育に関する過剰な強制の継続がそれぞれ対応していると考えられる。

「4. 人格・存在を否定」は，「子の状態・要求・特性・能力を見ない」，「価値観の押し付け」の２つの下位カテゴリーからなっている。「子の状態・要求・特性・能力を見ない」は，子どもを一人の人格を持った存在して認めず，保護者が自分の思うように子どもを動かすことに重きを置いて，子どもが置かれた状況，子ども自身の要求，特性，能力を顧みないという内容である。有無を言わさず学習塾などの保護者の求める活動に従事させたり，知的水準に合わない活動に従事させたり，それによって成果が伴わないことを責めたりするといった関わりがみられた。「価値観の押し付け」は，保護者自身の価値観のみを疑うことない絶対的価値として子どもをそれに従わせるという内容で，学業成績が保護者の求める水準に達しないと子どもの楽しみにしている活動をさせないと脅迫したり，保護者の描く子どもの理想的な将来像を子どもに押し付け，子どもがその意義を全く理解できなくともそれに向かってひたすら学習させたりするといった関わりがみられた。「子の状態・要求・特性・能力を見ない」は，武田氏の①勉強の過度の優先，古荘氏の②’英才教育（子どもの理解が得られていない場合）と③成績・受験，宮本氏の①子どもに合わない教育の強制がそれぞれ対応していると考えられる。「価値観の押し付け」は，武田氏の①勉強の過度の優先及び③学校に行かせない，古荘氏の②’英才教育（子どもの理解が得られていない場合）と③成績・受験，宮本氏の①子どもに合わない教育の強制がそれぞれ対応していると考えられる。「5. 子どもを支配」は，「管理・監視・強制」，「脅迫，恐怖・不安・暴力で支配」，「孤立化」，「取引」の４つの下位カテゴリーからなっている。これらはいずれも，保護者が子どもに課し求める活動に従事させたりその成果を上げさせたりするために保護者が用いる方略であると考えられる。「管理・監視・強制」は，武田氏の①勉強の過度の優先，古荘氏の②’英才教育（子どもの理解が得られていない場合）と③成績・受験，宮本氏の③成績不良に対する過度の叱責，⑤叱りながら行う教育，⑥暴力をふるって勉強させるがそれぞれ対応していると考えられる。「脅迫，恐怖・不安・暴力で支配」は，武田氏の②人前で叱責と④体罰を加える，古荘氏の②’英才教育（子どもの理解が得られていない場合）と③成績・受験，宮本氏の③成績不良対する過度の叱責，⑤叱りながら行う教育，⑥暴力をふるって勉強させる，が対応していると考えられる。「孤立化」と「取引」については先行研究との間に特に対応関係はみられなかった。

以上の保護者の子どもとの関わりの特徴は，「1. 子どもと一緒に楽しい時間を過ごす」や「2. 教育熱心」は必ずしもEMとは限らない内容であるが，「3. 限度を超えた期待・強制・強要」，「4. 人格・存在を否定」，「5. 子どもを支配」の３カテゴリーについては，一人の人格を持った存在としての子どもの人権を侵害する行為であり，EMに該当する内容であると考えられる。本研究では保護者によるEMがみられる事例を分析対象としているが，そのような事例においても保護者の子どもとの具体的な関わりについて検討してみると，必ずしもEMだけを行っているといえず，他の多くの保護者が普段行っているような通常の教育的関わりも行っていた。このことから，EMは保護者の通常の教育的関わりの延長線上にある行為であることが示唆される。その一方で，「3. 限度を超えた期待･強制･強要」「4. 人格･存在を否定」「5. 子どもを支配」は明確に子どもの人権を侵害する行為であり，通常の教育的関わりとは一線を画す行為であるともいえる。

（2）保護者によるEMによって子どもに生じた身体・精神症状や不適応行動　最終的なカテゴリーの内容をTable 4に示した。カテゴリーは，前述した「1. 内在化問題」と「2. 外在化問題」に加えて，「3. その他の精神病理」の３つに整理した。

本研究の分析対象事例においては，「1. 内在化問題」として抑うつや不安などの感情症状，チック・腹痛などの心身症状，不登校傾向，自傷行為・自殺未遂がみられた。「2. 外在化問題」としては，保護者・教師への反抗，家出，友人・教師・保護者への暴力などがみられた。「3. その他の精神病理」については，１事例のみ，愛着の問

Table 4　保護者によるEMによって子どもに生じた精神・身体症状や不適応的行動

カテゴリー	カテゴリーの説明
1. 内在化問題	引きこもり，身体的訴え，不安，抑うつ，社会性の問題，思考の問題，注意の問題，自傷行為等
2. 外在化問題	頑固・言いつけに背く，不機嫌・イライラ・短気・大声で叫ぶなど感情的，物を壊す・暴力など攻撃的行動，家出・徘徊・万引き・喫煙など反社会的行動等
3. その他の精神病理	反応性愛着障害等，上記の内在化・外在化問題とは異なる精神病理

題がみられた。全体としては男子においては外在化問題が多く，女子においては内在化問題が多くみられ，特に女子の内在化問題は自傷行為や自殺未遂など重篤な行動化がみられた。

(3) 保護者によるEMの生起・維持に関与すると考えられる危険因子（リスクファクター） 最終的なカテゴリーの内容をTable 5-1，Table 5-2に示した。最上位のカテゴリーとして，【EMを行った保護者自身の特徴】，【家族関係・家庭の特徴】，【子どもの特徴】の3つに整理した。

【EMを行った保護者自身の特徴】は，上位カテゴリーとして，「1. 子どもに対する理解」，「2. 過去経験」，「3. パーソナリティ」，「4. 思想･価値観」の4つに整理した。

「1. 子どもに対する理解」は，「子どもの権利に対する理解不足」と「子どもの発達に対する理解不足」の2つの下位カテゴリーからなっている。「子どもの権利に対する理解不足」は，子どもが一人の人格を持った存在（権利主体）であるということを理解していないという内容である。「子どもの発達に対する理解不足」は，子どもの発達にとって教科学習やスポーツ・芸術活動だけでなく，睡眠，遊び，活動自体を自ら選択し，それを通した充実感の積み重ねといったことが重要であることを理解していない，また，子どもの個性について十分に理解しておらず，保護者自身や兄弟姉妹等と同じように関わればよいと考えているという内容である。両方の下位カテゴリーとも，武田氏と古荘氏がともに言及しており，「子どもの権利に対する理解不足」では，武田氏においては子どもの人権に対する無知が，古荘氏においては宗教を理由に子どもを学校に行かせないという内容が対応していると考えられる。「子どもの発達に対する理解不足」では，武田氏においては将来のために今を犠牲にするのは仕方ないという内容が，古荘氏においては子どもは大人が考えている以上にストレスが多くストレスに弱いということと子どもの適切な情緒発達を理解するといった内容が対応していると考えられる。

「2. 過去経験」は，「成功体験」と「失敗体験」の2つの下位カテゴリーからなっている。「成功体験」は，子どもに課し求める活動において保護者自身が過去に重要な成功を収めた経験があるという内容であり，それを背景として子どもにも自身と同じ経験させようとしたり，自身の経験でうまくいった方略を取らせようとしたりするというものである。「失敗経験」は，子どもに課し求める活動において保護者自身が過去に挫折した経験をもっているという内容で，それを背景として子どもにおいてそのような失敗経験を挽回しようと固執しているというものである。「成功体験」は，宮本氏において子どもの学業成績が小学校時代から優れていたことがかえって期待を高めてしまったという内容が言及されていた。「失敗体験」については，武田氏と古荘氏が親自身の受験や進学における失敗体験に言及しており，宮本氏においては保護者が自身の失敗経験を親になったあとで自身の子どもにおいて代償しようとする機制に言及している。

「3. パーソナリティ」は，「気質的特性」，「劣等感」，「管理傾向」，「子どもと一体化」という4つからなっている。「気質的特性」は，保護者自身の生来の特性として，柔軟性のなさ，極端な思考，執拗さ，不安の程度が高いというものである。ここには，明確な診断の有無については不明であるが，発達障害特性の高さも含まれている。また，自己評価が低く不安定で，それを埋めるために他者を持ち上げたり攻撃したりする，あるいは低い自己評価を埋め合わせるために誇大なふるまいをしたりするという内容で，境界性・自己愛性パーソナリティ傾向がみられる。「劣等感」は，兄弟姉妹等の近縁者や友人・同僚・配偶者との間に，学歴・職業・社会的地位・収入等における劣等意識（コンプレックス）をもっているという内容である。「管理傾向」は，様々な物事について自身の思うように管理し，コントロールしようとする傾向であり，人が対象の場合は他者操作傾向といえる。「子どもと一体化」は，子どもを自身の延長のような存在とみなし，子どもの成功・失敗を自身のことのように感じたり，自身のアイデンティティの拠り所にしたり，子どもを自身の所有物のように扱ったりするという内容である。これらはいずれもEMを行う保護者にのみ特有とまでは言えないものの，EMを行う保護者において特に顕著なパーソナリティの特徴であると考えられる。「劣等感」については，武田氏においては親自身が受験で失敗した経験，古荘氏においては⑦親のコンプレックスが対応すると考えられる。「管理傾向」については，武田氏の親たちはより幼い時から子どもたちを親の敷くレールに乗せて，生活保障につなげようと考えるという指摘が対応していると考えられる。「子どもと一体化」は3氏ともに言及しており，武田氏は「子育てに成功する親になりたい」「自分が承認されたい」「女性差別と代理競争」と指摘しており，古荘氏は母親が仕事をやめて育児に専念，親自身の満たされない思いを子どもに投影することと指摘し，宮本氏は保護者の代償機制と指摘している。「気質的特徴」については先行研究においては特に言及されていなかった。

「4. 思想･価値観」は，「価値観の偏り」，「上昇志向」，「形式的学歴主義」，「努力万能主義」，「親としての責任範囲の拡大」の5つからなる。「価値観の偏り」は，保護者自身の価値観に基づいて重視している領域（学力･学歴，芸術，スポーツ等）の活動やその成果にのみ価値をおいて他を顧みないという内容である。「上昇志向」は，保護者自身や家族の学歴・社会的地位・収入を高めることに重きを置いているという内容である。「形式的学歴主義」は，それが実際に子どもの幸せや自己実現に結び付くかどうか，子どもがどのようなことを学ぶのかその実質的意味を顧みることなく学歴を重視するという内容で

Table 5-1　保護者によるエデュケーショナル・マルトリートメントの生起・維持に関与すると考えられる危険因子

上位カテゴリー	下位カテゴリー	カテゴリーの説明	先行研究との対応関係[1]		
			武田信子氏	古荘純一氏	宮本信也氏
【保護者自身の特徴】					
1. 子どもに対する理解	子どもの権利に対する理解不足	子どもが一人の人格を持った存在（権利主体）であるということを理解していない	子どもの人権に対する無知	宗教を理由に子どもを学校に行かせない	
	子どもの発達に対する理解不足	子どもの発達にとって教科学習やスポーツ・芸術活動だけでなく，睡眠，遊び，活動自体を自ら選択し，それを通した充実感の積み重ねといったことが重要であることを理解していない，また，子どもの個性について十分に理解しておらず，保護者自身や兄弟姉妹等と同じように関わればよいと考えている	将来のために今を犠牲にするのは仕方ない	子どもは大人が考える以上にストレスが多くストレスに弱いと気づく，子どもの適切な情緒発達を理解する	
2. 過去経験	成功体験	子どもに課し求める活動において保護者自身または子どもが過去に重要な成功を収めた経験がある（子どもにもそれを経験させようとしたり，自身の経験またはこれまで子どもに行ったきてうまくいった方略を取らせようとする）			子どもの学業成績が小学校時代から優れていたことで期待を生じさせた
	失敗体験	子どもに課し求める活動において保護者自身が過去に挫折した経験をもっている（子どもにおいてそれを挽回しようと固執している）	親自身が受験で失敗した経験	親が進学をあきらめた経験	保護者の代償機制
3. パーソナリティ	気質的特性	保護者自身の生来の特性（発達障害も含む）として，柔軟性のなさ，極端な思考，執拗さ，不安の程度が高い。また，自己評価が低く不安定でそれを埋めるために他者を持ち上げたり攻撃したりする，あるいは低い自己評価を埋め合わせるために誇大なふるまいをしたりする等，境界性・自己愛性パーソナリティ傾向がみられる			
	劣等感	兄弟姉妹等の近縁者や友人・同僚・配偶者との間に学歴・職業・社会的地位・収入等における劣等意識（コンプレックス）をもっている	自分への不全感と劣等感	親のコンプレックス	
	管理傾向	様々な物事について自身の思うように管理し，コントロールしようとする傾向であり，人が対象の場合は他者操作傾向といえる	親たちはより幼いときから子どもたちを親の敷くレールに乗せて、生活保障につなげようと考える		
	子どもと一体化	子どもを自身の延長のような存在とみなし，子どもの成功・失敗を自身のことのように感じたり，自身のアイデンティティの拠り所にしたり，子どもを自身の所有物のように扱ったりする	「子育てに成功する親になりたい」「自分が承認されたい」，女性差別と代理競争	母親が仕事をやめて育児に専念，親自身の満たされない思いを子どもに投影	保護者の代償機制
4. 思想・価値観	価値観の偏り	保護者自身の価値観に基づいて重視している領域（学力・学歴，芸術，スポーツ等）の活動やその成果にのみ価値をおいて他を顧みない	高収入・高学歴が幸せと考える	親の価値基準が成績に極端に偏っている（石井花梨氏）	
	上昇志向	保護者自身や家族の学歴・社会的地位・収入を高めることに重きを置いている			
	形式的学歴主義	それが実際に子どもの幸せや自己実現に結び付くかどうか，子どもがどのようなことを学ぶのかその実質的意味を顧みることなく学歴を重視する	何としてでも子どもを高得点の子どもにしたい		
	努力万能主義	子どもの状態・特性・能力に応じることなく「やればできるはず」とひたすら努力することを求める			
	親としての責任範囲の拡大	子どもの育ちや将来について親が絶対的な責任を持つ必要があると信じている	将来への生活不安と大人の責任の呪縛	子どもへの教育の思いの根底に不安がある	障害がある子どもを何とかしてできるようにしてあげたいという熱い思い

[1]議論の対象となっていない箇所を斜線で示した。武田信子氏：武田（2014, 2019, 2021），古荘純一氏：古荘・磯崎（2015），古荘（2016），古荘（2020），宮本信也氏：宮本（2019, 2020）

ある。「努力万能主義」は，子どもの状態・特性・能力に応じることなく「やればできるはず」とひたすら努力することを求めるという内容である。「親としての責任範囲の拡大」は，子どもの育ちや将来について親が絶対的な責任を持つ必要があると信じているという内容である。「価値観の偏り」は，武田氏においては高収入・高学歴が幸せと考えると指摘されており，古荘氏においては親の価値基準が成績に極端に偏っているという石井花梨氏の指摘の引用が該当すると考えられる。「形式的学歴主義」は，武田氏の何としてでも子どもを高得点の子どもにしたいという指摘が対応していると考えられる。「親としての責任範囲の拡大」は，3者とも言及しており，武田氏においては将来への生活不安と大人の責任の呪縛，古荘氏が子どもへの教育の思いの根底に不安がある，宮本氏においては障害がある子どもを何とかしてできるようにしてあげたいという熱い思いと指摘していることが対応していると考えられる。これらの思想・価値観は，パーソナリティと同様に，EMを行う保護者にのみ特有とまでは言えないものの，EMを行う保護者において特に顕著な思想･価値観の特徴であると考えられる。

【家族関係・家庭の特徴】は，「1. アンバランスな夫婦関係」，「2. 家庭内不和」，「3. 高い社会経済的地位」の3つの上位カテゴリーに整理できた。

「1. アンバランスな夫婦関係」は，「家庭内地位のアンバランス」，「片方がもう片方を恐怖で支配」，「片親不在傾向」の3つのカテゴリーからなっている。「家庭内地位のアンバランス」は，夫婦間で生まれ・学歴・社会的地位･収入などの外形的特徴やそれと関連した力関係･発言力がアンバランスであるという内容であった。「片方がもう片方を恐怖で支配」は，家庭内で片方の保護者の立場が極端に強くもう片方の保護者を恐怖で支配しているという内容であった。「片親不在傾向」は，家庭内で片方の保護者が不在であったり著しく存在感がなかったりするためにもう片方の保護者の存在感だけが目立つ

Table 5-2　保護者によるエデュケーショナル・マルトリートメントの生起・維持に関与すると考えられる危険因子（続き）

上位カテゴリー	下位カテゴリー	カテゴリーの説明	先行研究との対応関係[1]		
			武田信子氏	古荘純一氏	宮本信也氏
【家族関係・家庭の特徴】					
1. アンバランスな夫婦関係	家庭内地位のアンバランス	夫婦間で生まれ・学歴・社会的地位・収入などの外形的特徴やそれと関連した力関係・発言力がアンバランス		片方の親がもう片方に反論できない	
	片方がもう片方を恐怖で支配	家庭内で片方の保護者の立場が極端に強くもう片方の保護者を恐怖で支配している		片方の親がもう片方に反論できない	
	片親不在傾向	家庭内で片方の保護者が不在であったり著しく存在感がなかったりするためにもう片方の保護者の存在感だけが目立つ		母親は教育熱心父親は無関心	
2. 家庭内不和		家庭内のメンバーの関係が悪く，お互いに不満を抱いている			
3. 高い社会経済的地位		保護者が社会的地位の高い職業に就いている，または経済的に安定している職業に就いている，または保護者やその家族が高学歴など，これらの特徴が単独でみられたり複合的にみられたりする		両親ともに高学歴で，社会的地位が高い	
【子どもの特徴】					
1. 障害特性		知的能力障害群，自閉スペクトラム症，注意欠如・多動症，限局性学習症等の神経発達症と診断されている又はこれらの特性を強く有している		発達障害，知的障害，身体障害，精神疾患	発達障害，知的障害
2. 従順なパーソナリティ傾向		おとなしく従順なパーソナリティ傾向があり，保護者の考えに疑問を持たずに従ったり，自身が苦しくても保護者の期待に応えようとしたりする			

1武田信子氏：武田（2014, 2019, 2021），古荘純一氏：古荘・磯崎（2015），古荘（2016），古荘（2020），宮本信也氏：宮本（2019, 2020）

という内容であった。「家庭内地位のアンバランス」及び「片方がもう片方を恐怖で支配」は，古荘氏のみが言及しており，ともに片方の親もう片方の親に反論できないという内容が対応していると考えられる。「片親不在傾向」は，古荘氏の母親は教育熱心で父親は無関心という指摘が対応していると考えられる。これらはいずれも両保護者が揃っているものの，両者の関係性がアンバランスであり，それによって片方の保護者による EM が容易に生起したり，それをもう片方の保護者が止めることができなかったりしていると考えられる。このような夫婦関係のアンバランスも EM のみに特有とは言えないものの，EM の生起・維持に強く関与する要因であると考えられる。

「2. 家庭内不和」は，家庭内のメンバーの関係が悪く，お互いに不満を抱いているという内容であり，主に保護者同士の関係性の問題が顕著であった。これについては先行研究において言及はみられなかった。

「3. 高い社会経済的地位」は，保護者が社会的地位の高い職業に就いている，または経済的に安定している職業に就いている，または保護者やその家族が高学歴など，これらの特徴が単独でみられたり複合的にみられたりするといった内容であった。古荘氏のみが言及しており，①両親ともに高学歴で，社会的地位が高いという内容が対応していると考えられる。この特徴は，EM の中でも，特に教育虐待（educational abuse）をする保護者において特有と考えられ，通常の虐待やネグレクトをする保護者においては一般的に社会経済的地位が低い傾向があるという知見（World Health Organization & International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect, 2006）とは真逆の特徴といえるかもしれない。

【子どもの特徴】は，「1. 障害特性」と「2. 従順なパーソナリティ」の 2 つのカテゴリーからなっている。

「1. 障害特性」は，知的能力障害群（ID），自閉スペクトラム症（ASD），注意欠如・多動症（ADHD），限局性学習症（SLD）等の神経発達症と診断されている又はこれらの特性を強く有しているといった内容であった。この特徴については，古荘氏と宮本氏が言及しており，古荘氏は発達障害，知的障害，身体障害，精神疾患など多様な内容について挙げている。宮本氏においても発達障害及び知的障害についての言及がみられた。

「2. 従順なパーソナリティ」とは，おとなしく従順なパーソナリティ傾向があり，保護者の考えに疑問を持たずに従ったり，自身が苦しくても保護者の期待に応えようとしたりするといった内容であった。これについては先行研究において特に言及されてはいなかった。

（4）保護者による EM の消失・改善に関与すると考えられる要因　最終的なカテゴリーの内容を Table 6 に示した。上位カテゴリーとして，「1. 子ども」，「2. 保護者」，「3. 周囲の状況・環境」の 3 つに整理することができた。

「1. 子ども」は，「子ども自身の成長」と「他者に助けを求める」という下位カテゴリーが見出された。「子ども自身の成長」は，子ども自身が成長し，保護者による虐待的関わりに反抗することで意思表示したり，自身が保護者の思い通りにならない年齢になってきていることを知らしめたりすることで保護者の理解を促したり，保護者による虐待的関わりを無効化したりするという内容であった。いくつかの事例においては，子どもの成長によってそれまで EM をしていた保護者の側が対応を変更せざるを得なくなり，結果的に EM が消失・改善するに至っていた。それらの事例の子どもの学年は小学校高学年以上であり，思春期に差し掛かり子どもの側に知的にも身体的にも著しい発達がみられることが必要である

Table 6　保護者によるエデュケーショナル・マルトリートメントの消失・改善に関与すると考えられる要因

上位カテゴリー	下位カテゴリー	カテゴリーの説明
1. 子ども	子ども自身の成長	子ども自身が成長し，保護者による虐待的関わりに反抗することで意思表示したり，自身が保護者の思い通りにならない年齢になってきていることを知らしめたりすることで保護者の理解を促したり，保護者による虐待的関わりを無効化したりする
	他者に助けを求める	自身の置かれた状況から抜け出すために他者に助けを求める
2. 保護者	保護者自身が理解を示す	保護者が子どもの状態・要求・特性・能力に目を向けて子どもを理解するようになったり，自身の子どもに対する関わりやその背後にある自身の特徴について理解するようになる
	片方の保護者が片方の保護者をカバーする	片方の保護者が虐待的関わりをするもう片方の保護者と子どもとの間に入って両者の衝突を防いだり，衝突による被害を抑えたり，虐待的関わりをする保護者が子どもに理解を示すことを促したりする。
3. 周囲の状況・環境	価値観を揺さぶられる体験	子どもやその保護者等家族が重大な出来事に出会い，その中で保護者が自身の価値観を揺さぶられるような体験をすることで自身の価値観を点検・修正し，子どもとの関わり方を変える
	家庭外の理解者の存在	医師や教師，心理士，ソーシャルワーカーなどの専門家やその他子育てを支援してくれる理解者が存在することで子どもや保護者自身が直接的・間接的に支援される

と考えられる。この点からは，高校生や大学生等の年長の子どもにおいては保護者による EM はそれほど顕著にみられないと推測することができるかもしれない。「他者に助けを求める」は，自身の置かれた状況から抜け出すために他者に助けを求めるという内容であり，通常は家庭という外からは分かりにくい空間で行われる EM が，子ども自身が教師や警察，児童相談所等の家庭外の存在に助けを求める行動を起こすことによって明らかとなり，支援の手が差し伸べられるというものであった。児童相談所における事例はこのような形でつながっていることが多かった。このことから，保護者による EM の改善や予防に対するアプローチ方法の一つとして，子ども自身への啓発ということも考えられるかもしれない。

「2. 保護者」は，「保護者自身が理解を示す」と「片方の保護者が片方の保護者をカバーする」の２つの下位カテゴリーからなっている。「保護者自身が理解を示す」は，保護者が子どもの状態・要求・特性・能力に目を向けて子どもを理解するようになったり，自身の子どもに対する関わりやその背後にある自身の特徴について理解するようになったりするという内容であり，「1. 子ども」における「子ども自身の成長」や，次の「片方の保護者が片方の保護者をカバーする」，「3. 周囲の状況・環境」が契機となって，保護者自身に変化がみられた場合が想定される。「片方の保護者が片方の保護者をカバーする」は，片方の保護者が虐待的関わりをするもう片方の保護者と子どもとの間に入って両者の衝突を防いだり，衝突による被害を抑えたり，虐待的関わりをする保護者が子どもに理解を示すことを促したりするという内容である。保護者による EM が生じる背景としてアンバランスな夫婦関係や家庭内不和があるため，EM をしていない保護者がそのような家庭内の状況を打破することは困難であり，そこには「3. 周囲の状況・環境」が重要であると考えられる。

「3. 周囲の状況・環境」は，「価値観を揺さぶられる体験」と「家庭外の理解者の存在」の２つの下位カテゴリーからなる。「価値観を揺さぶられる体験」は，子どもやその保護者等家族が重大な出来事に出会い，その中で保護者が自身の価値観を揺さぶられるような体験をすることで自身の価値観を点検・修正し，子どもとの関わり方を変えるという内容である。子どもの身体疾患や精神疾患の発病といったことが重大な出来事として挙げられ，EM とは直接関連しない偶発的な出来事の場合もあれば，EM の結果として子どもが精神疾患を発症するというものも想定される。「家庭外の理解者の存在」は，医師や教師，心理士，ソーシャルワーカーなどの専門家やその他子育てを支援してくれる理解者が存在することで子どもや保護者自身が直接的・間接的に支援されるという内容である。保護者による EM は，基本的には子どもの幸せな将来を願う保護者の思いから生じていると考えられ，そのような保護者の不安を煽る社会的状況から生じていることがほとんどであると考えられる（武田，2021）。そのようなある種のボタンの掛け違いや思いの空回りを転換させるためには，保護者と接点を持ち得る専門家の存在は極めて大きいと考えられる。

まとめと今後の課題

本研究では，福祉・医療・教育現場の専門家に対するインタビュー調査から得られた事例の質的分析を行い，保護者による EM の生起・維持に関与すると考えられる危険因子と EM の消失・改善に関与すると考えられる要因ついて実証的に検討することを目的とした。

５名の専門家得られた９事例についてカテゴリー化を

行い，(1) 保護者の子どもとの関わりの特徴，(2) 保護者によるEMによって子どもに生じた身体・精神症状や不適応行動，(3) 保護者によるEMの生起・維持に関与すると考えられる危険因子（リスクファクター），(4) 保護者によるEMの消失・改善に関与すると考えられる要因の4つの観点から整理を試みた。その結果，(1) 保護者の子どもとの関わりの特徴については，「1. 子どもと一緒に楽しい時間を過ごす」，「2. 教育熱心」，「3. 限度を超えた期待･強制･強要」，「4. 人格･存在を否定」，「5. 子どもを支配」の5つの上位カテゴリーに整理できた。(2) 保護者によるEMによって子どもに生じた身体・精神症状や不適応行動については，「1. 内在化問題」と「2. 外在化問題」，「3. その他の精神病理」の3つに整理した。(3) 保護者によるEMの生起・維持に関与すると考えられる危険因子については，【EMを行った保護者自身の特徴】，【家族関係・家庭の特徴】，【子どもの特徴】の3つに整理され，【EMを行った保護者自身の特徴】は，「1. 子どもに対する理解」，「2. 過去経験」，「3. パーソナリティ」，「4. 思想･価値観」の4つの上位カテゴリーに，【家族関係・家庭の特徴】は「1. アンバランスな夫婦関係」，「2. 家庭内不和」，「3. 高い社会経済的地位」の3つの上位カテゴリーに，【子どもの特徴】は「1. 障害特性」と「2. 従順なパーソナリティ」の2つのカテゴリーに整理することができた。最後に，(4) 保護者によるEMの消失･改善に関与すると考えられる要因については，「1. 子ども」，「2. 保護者」，「3. 周囲の状況・環境」の3つの上位カテゴリーに整理することができた。

(1) 保護者の子どもとの関わりの特徴と (3) 保護者によるEMの生起・維持に関与すると考えられる危険因子については先行研究の知見との対応関係についても検討し，いくつかのカテゴリーについては先行研究で言及されているものの，言及されていないものもあり，また本研究におけるカテゴリー化によってより包括的かつ詳細な関連概念の整理を行うことができた。

最後に，(4) 保護者によるEMの消失・改善に関与すると考えられる要因については，先行研究において特に議論されてこなかったため，本研究で実際の事例に基づいて概念を整理することができた点は重要であると考えられる。

しかしながら，本研究で分析対象となった事例はわずかに9例であり，EMの領域については9事例中8事例が教科学習であり，スポーツ領域が1事例のみ，芸術領域の事例はなかった。そのため，今後は教科学習領域以外の事例や，EMではない虐待事例，EMの範疇には入らない教育熱心な保護者の事例も分析対象に加え，本研究で得られた概念の妥当性を検証・改善することが課題である。また，本研究で得られた保護者によるEMの消失・改善に関与すると考えらえる要因は，保護者がEMに陥らないための保護因子とは異なるため，今後は保護者がEMに陥らないための保護因子についても検討を行うことが必要である。さらに，本研究で分析対象として得られた事例自体は，筆者らの自験例ではなく，別の専門家が関わった事例であり，2次情報の分析結果という点で情報の歪曲や欠落の可能性がないとはいえない。したがって，今後は倫理的な問題を回避しつつ保護者を対象とした事例の分析を行うことも重要な課題である。

引用文献

Achenbach, T. M., & Edelbrock, C. S. (1978). Classification of child psychopathology: Review and analysis of empirical efforts. Psychological Bulletin, 85, 1275-1301.

Child Welfare Information Gateway (2014). *Definitions of child abuse and neglect*. Washington, DC: U.S. Department of Health and Human Services, Children's Bureau. Retrieved from https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/define.pdf（2021年11月18日）

古荘純一 (2016). 特別支援教育における教育虐待・教育ネグレクト 小児科 , 57, 1277-1282.

古荘純一 (2020). 教育虐待―「あなたのため」が子どものこころを蝕む― 月刊保団連 , 1333, 25-30.

古荘純一・磯崎祐介 (2015). 教育虐待・教育ネグレクト―日本の教育システムと親が抱える問題― 光文社

Hill, C. E., Thompson, B. G., & Williams, E. N. (1997). A guide to conducting consensual qualitative research. The Counseling Psychologist, 25, 517-572.

宮本信也 (2019). 教育状況とトラウマ―みんなが一生懸命なのに子どもの心が傷つくとき 日本小児精神神経学会第122回大会プレセミナー（福井，2019年9月7日）講演資料（未公刊）

宮本信也 (2020). 教育とトラウマ（日本小児精神神経学会第120回記念大会会長講演） 小児の精神と神経 , 59, 333-339.

大西将史・大西薫 (2022). エデュケーショナル・マルトリートメントに関する研究の概観 ―概念の定義に焦点を当てた検討―, 福井大学教育実践研究 , 46, 85-97.

武田信子 (2014). 今，考えたい「教育による虐待」(「第1回教育は子どもを幸せにしているか？」「第2回日本の教育観と行き詰まり」「第3回教育観を形作る価値観への問い」「第4回（最終回）教育を虐待にしてしまわないように」) 体と心 保健総合大百科 保健ニュース・心の健康ニュース縮刷活用版 , 少年写真新聞社所収

武田信子 (2019). エデュケーショナル・マルトリートメントとは 保健教室 2019年11月号 pp. 94-97

武田信子 (2021). やりすぎ教育―商品化する子どもたち―ポプラ社

World Health Organization & International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect (2006). Preventing child maltreatment: a guide to taking action and generating evidence WHO

Library Cataloguing-in-Publication Data. Retrieved from https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/43499/9241594365_eng.pdf?sequence=1&isAllowed=y（2022 年 10 月 17 日）
（小林美智子（監）(2011). エビデンスに基づく子ども虐待の発生予防と防止介入―その実践とさらなるエビデンスの創出に向けて―　明石書店）
山形伸二・菅原ますみ・酒井厚・眞榮城和美・松浦素子・木島伸彦・菅原健介・詫摩武俊・天羽幸子 (2006). 内在化・外在化問題行動はなぜ相関するか―相関関係の行動遺伝学的解析―　パーソナリティ研究 , 15, 103-119.

付記

本研究は日本学術振興会科学研究費基盤研究 (B)（一般）課題番号 20H01767 の助成を受けて実施した。

An examination of risk factors and factors relating to disappearance and improvement of educational maltreatment by parents: A qualitative analysis on cases obtained by interview to specialists working in welfare, medical and educational field.

Masafumi OHNISHI, Aiko HIROSAWA & Kaoru ONISHI

Keywords：educational maltreatment, educational abuse, educational neglect, parents, risk factors